

調製粉乳に係る申請手続き

資料2-2

調製粉乳に使用する乳又は乳製品以外に使用するものの種類及び混合割合の承認
【根拠法令】 食品衛生法第11条、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第3条

特別用途食品としての表示許可
【根拠法令】 健康増進法第26条

申請者

① 承認申請

【申請資料】

- ・製造所の名称及び所在地
- ・商品名
- ・承認を受けようとする理由
- ・当該製品の製造に用いる原材料及び混合割合
- ・乳又は乳製品以外に使用するものの種類及び成分並びに混合割合
- ・乳又は乳製品以外に使用するものの製造者及び製造方法
- ・製品の製造方法
- ・製品の成分分析表
- ・その他の事項

②承認書交付

厚生労働省

①表示許可申請

④許可書交付

都道府県等

(許可申請書の不備の有無の点検)

②進達

③許可書送付

消費者庁

【特別用途食品】

病者用、妊産婦用、授乳婦用、乳児用、えん下困難者用などの特別の用途に適する旨の表示をする食品をいう。

特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要がある。